株主各位

大阪市北区大淀中一丁目1番88号

積水ハウス株式会社

代表取締役会長 阿部 俊則

第69回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第 69 回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されました のでご通知申し上げます。

敬具

記

- 報告事項 1. 第69期(2019年2月1日から2020年1月31日まで)事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 - 2. 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

本件は、上記1. の事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びに上記2. の監査 結果を報告致しました。

決議事項

<会社提案>

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、第69期の期末配当金は1株につき41円とさせていただきました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。 (変更内容は、後記の「定款新旧対照表」をご参照ください。)

第3号議案 取締役12名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、阿部俊則、稲垣士郎、仲井嘉浩、内田隆、涌井史郎、 吉丸由紀子、西田勲平、堀内容介、三浦敏治の9名が取締役に再選され重任し、北沢利 文、田中聡、石井徹の3名が新たに取締役に選任され、就任いたしました。

第4号議案 監査役1名選任の件

本件は、和田頼知氏が新たに監査役に選任され、就任いたしました。

第5号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する賞与支給の件

本件は、原案どおり承認可決され、当期末時点の取締役のうち社外取締役3名を除く8 名に対し、総額500百万円の取締役賞与を支給することに決定いたしました。

第6号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する業績連動賞与に係る報酬決定の件

本件は、原案どおり承認可決され、当社取締役(社外取締役を除く)に対する業績連動 賞与を導入し、各事業年度の連結経常利益の0.18%以内を報酬枠とすることに決定いた しました。

第7号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する業績連動型株式報酬及び譲渡制限付株式報酬 に係る報酬決定の件

本件は、原案どおり承認可決され、当社取締役(社外取締役を除く)に対し、業績連動型株式報酬制度を新たに導入し、業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠を設定すること、並びに、譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬枠を改定することに決定いたしました。

<株主提案>

第8号議案 取締役11名選任の件

本件は、否決されました。

以上

なお、株主総会後の取締役会において、代表取締役会長に阿部俊則氏、代表取締役副会長 に稲垣士郎氏、代表取締役社長に仲井嘉浩氏、代表取締役副社長に内田隆氏がそれぞれ再選 され重任いたしました。

以 上

定款新旧対照表

(下線は変更部分を示しております。)

変更前			変更後		
(目的)			(目的)		
第2条	当会社は次	の事業を営むことを目的とする。	第2条		(現行どおり)
	$1.\sim 3.$	(条文省略)		$1.\sim 3.$	(現行どおり)
	4.	土木工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンク		4.	土木工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンク
		リート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、			リート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、
		タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋			タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋
		工事、ほ装工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、			工事、ほ装工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、
		防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁			防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁
		工事、電気通信工事、建具工事、水道施設工事 <u>及び</u> 消			工事、電気通信工事、建具工事、水道施設工事、消防
		防施設工事の請負及び施工			施設工事及び解体工事の請負及び施工
	5. \sim 25.	(条文省略)		5. \sim 25.	(現行どおり)
(取締役の任期)			(取締役の任期)		
第 21 条	条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終の		第 21 条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終の		
	ものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、任期の満			ものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、任期の満	
	了前に退任した取締役の補欠として又は増員により選任された取締			了前に退任した取締役の補欠として又は増員により選任された取締	
	役の任期は	、現任者の任期の満了する時までとする。		役の任期に	は、現任者の任期の満了する時までとする。
(役付取締役 <u>・相談役</u>)			(役付取締役)		
第 23 条		(条文省略)	第 23 条		(現行どおり)
2	取締役会はその決議により相談役を置くことができる。				(削 除)